

電力調達契約書（単価契約）

	契約番号	
件名		
予定使用電力量	kWh	
契約電力	常時電力	kW
	予備電力	kW
単価契約金額 <small>(消費税及び地方消費税を含む)</small>	基本料金単価	常時電力 円/kW
		予備電力 円/kW
	従量料金単価	(区分1) 円/kWh
		(区分2) 円/kWh
(区分3) 円/kWh		
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
履行場所		
契約保証金		
その他		

上記物件について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者  
大阪市  
契約担当者

印

受注者  
住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別紙の仕様書、図面及び明細書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を中心とする電気の調達契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の履行場所で使用する電気を契約書記載の履行期間、仕様書等に従い発注者に供給・提供し、発注者は、その電気使用料を支払うものとする。
  - 3 仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書、図面及び明細書の間で異なる記載がある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員（以下「職員」という。）の指示に従うものとする。
  - 4 供給を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 5 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は外の目的に利用してはならない。契約書記載の履行期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。
  - 6 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 12 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法令上の責任)

- 第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもってこの契約に基づく損害賠償金又は違約金（以下「違約金等」という。）に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに違約金等を請求する。

(契約金額)

第4条 この契約において、契約金額とは、契約書記載の基本料金単価（税込）に契約電力を乗じた額（力率を仕様書記載の割合と仮定した割引又は割増を含む）と、区分ごとの従量料金単価（税込）に仕様書記載の各区分に対応した予定使用電力量を乗じた額の和のことをいう。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更及び中止等)

第6条 発注者が必要と認めるときは、発注者は、この契約の変更若しくは履行の一時中止又は受注者と協議のうえ契約の解除をすることができる。この場合において、契約書記載の単価契約金額又は履行期間その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

- 2 発注者又は受注者は、この契約の締結後、受注者の発電事情等に変動をきたし、単価契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえこれを変更することができる。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

(500 kW未満の契約電力)

第8条 契約書記載の常時電力の契約電力が500 kW未満の場合は、当該月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、履行期間中に最大需要電力が500 kW以上となった場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約電力の変更等)

第9条 発注者又は受注者は、この契約の締結後、契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 発注者が、前条但書及び前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超えて電力を使用した場合には、受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、超過金を支払うものとする。この場合において、超過金の金額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(使用電力量の計量及び検査)

第10条 受注者は、発注者が使用する電力を供給したときは、毎月の計量日の0時に計量器に記録された値により計量し、1月の使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量）毎にその結果について、発注者に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない

い。

2 電気使用料の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(常時電力料金)

第11条 常時電力料金は、契約書記載の常時電力の契約電力に基本料金単価(税込)を乗じて得た額(以下「常時基本料金」という。)と、当該月における各区分に対応した使用電力量に区分ごとの従量料金単価(税込)を乗じて得た額(以下「常時電力量料金」という。)の和とする。また、常時基本料金は、力率割引又は割増を行うものとし、常時電力量料金は、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引き又は加えるものとする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入する。

(予備電力料金)

第12条 予備電力料金は、契約書記載の予備電力の契約電力に基本料金単価(税込)を乗じて得た額とする。

(力率、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第13条 力率割引又は割増、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)によるものとする。

(電気使用料の支払い)

第14条 受注者は、第10条第1項の検査終了後、当該月に係る電気使用料の支払いを請求することができる。

- 2 前項に規定する電気使用料は、第11条に定める常時電力料金と第12条に定める予備電力料金の合計金額とする。なお、電気使用料の合計金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 発注者は、第1項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に電気使用料を支払わなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により電気使用料の支払いが遅延したときは、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に対して請求することができる。ただし、受注者が定める電気需給約款に電気使用料の支払い遅延について規定のある場合は、受注者が定める電気需給約款に基づき支払うものとする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に

- 規定する納付命令(同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)
- (2)この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3)確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
  - (4)受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
  - 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

#### (契約の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行をする見込みがないと認められるとき。
  - (2)契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
  - (3)契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
  - (4)前各号のほか契約事項に違反したとき。
  - (5)第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1)前項の規定によりこの契約が解除された場合
    - (2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
  - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
    - (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
    - (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生

- 法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人  
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された管財人

(解除の効果)

- 第17条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者がすでに電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気使用料を受注者に支払わなければならない。
  - 3 前項の電気使用料は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害賠償)

- 第18条 発注者は、第16条又は第20条の規定により契約を解除した場合において、違約金の支払いを受けてもなお自己に損害があるときは、受注者に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、受注者は、発注者から請求があったときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。
- なお、発注者に生じた損害が受注者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、受注者は、その損害について賠償の責めを負わない。

(誓約書の提出)

- 第19条 受注者及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

- 第20条 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- 2 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
  - 3 前 2 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(長期継続契約における契約の解除)

- 第21条 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(違約金等の相殺及び遅延利息)

第23条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から電気使用料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき電気使用料とを相殺し、なお不足がある場合は追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約に関する紛争の解決)

第24条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項については、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号)及び大阪市水道局会計規程(昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号)に従い、その他は必要に応じて受注者が定める電気需給約款及び関西電力株式会社が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)を基に、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。



## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の水道局総務部総務課（法務監査）（連絡先：06-6616-5403）に報告しなければならない。